

# 小学校に在籍する聴覚障害児の保護者の教育支援に関するニーズ調査

－2014年度・保護者に対する質問紙調査を通して－

岩田吉生（愛知教育大学障害児教育講座）

**要約** 本研究では、小学校に通う聴覚障害児の保護者の教育支援に対するニーズについて調査した上で、聴覚障害児が通常の学校で学ぶ上での支援の在り方について検討を行った。結果としては、小学校で学ぶ聴覚障害児の教育支援に関して、保護者は学級での学級担任の授業における話し方の配慮を求める割合が非常に高く、聴覚障害児の学習理解への配慮を要望する傾向にあることが推察された。また、他の聴こえる児童に、学校行事や授業においても配慮を要望する割合も高かった。聴覚障害の早期発見と早期療育の推進、補聴器・人工内耳の性能の向上、情報保障技術の進歩等、聴覚障害児教育は様々な面で検討が行われ、聴覚障害児の特性に合った教育支援が求められるようになってきている。社会の進展に伴いながら、聴覚障害児の保護者の教育的ニーズを捉え、通常の学校での聴覚障害児の教育支援を充実させていくことが今後求められる。

**キーワード**：小学校、聴覚障害児、インクルージョン、保護者の教育的ニーズ

## 1. 問題と目的

### (1) はじめに

聴覚障害児教育は、補聴器・人工内耳の技術的進歩による聴覚活用、手話を活用した指導等、様々な面で検討が行われ、児童生徒の特性や個性に合った教育支援が求められるようになってきている。また、平成19年度から始まった特別支援教育は8年が経とうとしており、通常の学校で学ぶ聴覚障害児の教育支援も充実化が図られている。実際、補聴器や人工内耳を装用し聴覚活用が可能な聴覚障害児は、地域の学校の通常学級に在籍する傾向にある。

新生児聴覚スクリーニング検査の実施が推進されている現在、医療の分野では聴覚障害の発見が産後直後に可能となる現状にある。河野（2010）によると、近年、重度聴覚障害児に対する人工内耳の埋め込み術は普及傾向にあり、日本では1985～2008年の総装用者は成人3,450人（60.5%）、小児2,250人（39.4%）とされ、小児の割合は約40%と成人に比べ近年の普及率は高くなっている。小児の人工内耳装用に関して、2000年度以降の新生児聴覚スクリーニング検査の実施による新生児の早期難聴診断に伴い、手術の早期化が進んでいる。日本耳鼻咽喉科学会は、2014年に小児人工内耳の適応基準を改訂し、医学的条件としての手術の適応年齢を以前の1歳6カ月以上から原則1歳以上（体重8kg以上）と年齢を下げた。今後は、人工内耳装用の最早期化と、0歳代からの聴覚障害児の療育体制が進むことが予想される。

日本保健学会（2005）の「補聴器・人工内耳を使っている児童生徒の我が国における実態調査」によると、全国23,273校の小学校のうち、補聴器・人工内耳を使用している児童が1名でも在籍する学校数は2,868校であった。また、全国10,353校の中学校のうち、

補聴器・人工内耳を使用している生徒が在籍している学校数は1,473校であった。割合で表すと、全国の小学校で12.3%、中学校で14.2%にも上っていることがわかっている。東海地方での割合は、小学校：13.8%、中学校：18.6%となっている。

### (2) 聴覚障害児の聴こえとその理解

人工内耳・補聴器を活用して、「音を聞き取ること」と「ことばを理解すること」が別の次元であることを、通常の学校の教員や他の聴こえる児童が知らないことが多い。補聴器や人工内耳を使えば環境音や人の声を増幅すれば、聴覚障害児者は聞こえるようになると誤解される傾向にあり、周囲の人々に「聴覚障害児が聴器や人工内耳をつけていれば聞こえている。」と勘違いされることが多い。また、通常の学校の教員は、「1対1では会話ができるから、授業も聞き取れているはず」と考えている場合が多く、授業についていけない聴覚障害児がいても「怠けている」、「真剣に授業を受けていない」と誤解してしまうこともある。実際、学校の授業のように「新しい知識を学習すること」や「大勢での話し合い」となると、かなり聴覚活用ができる聴覚障害児であっても、聞き取りが困難になる。聴覚障害児は、1対1のコミュニケーションで日常会話であれば理解できても、非日常的な内容で知らない用語が頻出する場面や、話の流れが変わっていく場面では理解が困難な状況となる傾向にある。

通常の学級の教育支援の現状としては、教員自身、どのような配慮をしたらいいのか、聴覚障害児がどのような配慮を必要としているのかがわからず、結局そのまま過ぎて行ってしまう現状がある。そういった現状から、学校の教員や他の聴こえる児童に、聴覚障害児に対する配慮の方法を具体的に示す必要がある。（岩田, 2006）

### (3) 本研究の目的

通常の学校で学ぶ聴覚障害児の教育について検討すべき課題が山積しているが、通常の学校で学ぶ聴覚障害児の保護者のニーズについて詳しく調査された研究はあまりみられない。

そこで、本研究では、小学校に通う聴覚障害児の保護者の教育支援に対するニーズについて調査した上で、聴覚障害児が小学校で学ぶ上での支援の在り方について検討することを目的とする。

## 2. 方法

### 2-1. 調査対象

難聴児を持つ親の会、人工内耳友の会の会員で、聴覚障害のある小学生の保護者50名である。

### 2-2. 保護者の子どもの小学生のプロフィール

保護者の子どもの聴覚障害児の学年は、1年生8名、2年生6名、3年生10名、1年生8名、2年生10名、3年生8名であった。

通常の学級のみ在籍する聴覚障害児は32名、難聴学級または通級指導教室に通う聴覚障害児は18名であった。

聴覚障害児の補聴器の装用に関して、人工内耳装用児が24名、補聴器装用児が26名であった。

聴覚障害児の裸耳聴力レベル（良耳）に関しては、60dB以下が4名、61dB以上70dB以下が2名、71dB以上80dB以下が4名、81dB以上90dB以下が6名、91dB以上100dB以下が17名、101dB以上が17名であった。

聴覚障害児の補聴器及び人工内耳を装用した際の聴力閾値（良耳）は21dB以上30dB以下が10名、31dB以上40dB以下が20名、41dB以上50dB以下が16名、51dB以上が4名であった。全体として、補聴器装用の聴力閾値が40dB以下の子どもが30名、41dB以上の子どもが20名であった。

### 2-3. 調査内容及び手続き

#### (1) 質問内容

調査内容は、『サポート・ブック』（名古屋聴覚障害児を持つ親の会、2003）で挙げられている学校での聴覚障害児への具体的な配慮を参考に、学校の教育支援の取り組みに関する保護者のニーズを調査した。

#### (2) 質問紙調査の構成

調査対象者の保護者には、質問紙調査により、アンケート回答時点までの学校における教育支援に関して回答してもらった。質問紙の内容は、以下に示す通りである。

#### ①学校全体の配慮に関する保護者の要望

主に補聴機器の支援や、学校行事に関する情報保障、学校生活全般の配慮に関する保護者の要望につい

て尋ねた。

#### ②通常の学級の教員の配慮に関する保護者の要望

教員の聴覚障害児に対する授業中の配慮や、学級における難聴理解の授業に関する保護者の要望について尋ねた。

#### ③他の児童の配慮に関する保護者の要望

他の聴こえる児童たちの聴覚障害児への配慮に関する保護者の要望について尋ねた。

質問項目について、「常に要望する」項目に「○」、「時々要望する」項目に「△」、「要望しない」項目に「×」を記入することを依頼した。

#### (3) 手続き

質問紙を作成した上で、小学校に在籍する聴覚障害児の保護者に対して郵送にて回答を依頼した。

## 3. 結果と考察

### 3-1. 学校全体の配慮に関する保護者の要望

#### (1) 学校全体の配慮の結果

表1に「学校生活全般の配慮」、表2に「学校内の情報保障」、表3に「その他の学校生活全般の配慮」に関する結果を示す。

学校全体の配慮についての保護者の要望に関して、あてはまる（○）またはややあてはまる（△）の回答の合計が80%以上であった質問項目は、質問1「必要とときに、補聴関係（FM補聴器、ループ式アンテナ等）の使用の支援を行う。」、質問9「職員会議等で教職員への難聴理解の指導を行う。」の11質問項目中2項目であった。

また、あてはまる（○）またはややあてはまる（△）の回答の合計が50%未満であった保護者の要望の質問項目は、質問2「チャイムの代わりに、フラッシュランプによる授業の開始時刻・終了時刻の知らせを行う。」、質問11「手話部等の聴覚障害児の理解を目的としたクラブ活動を設置し活動を行う。」11質問項目中2項目であった。

11質問項目中7項目のその他の保護者の要望の質問項目に関しては、あてはまる（○）またはややあてはまる（△）の回答の合計が50%～80%未満であった。

#### (2) 学校全体の配慮の結果

学校全体の配慮に関する項目において、質問1の要望が高かったが、近年、通常の学校に就学する聴覚障害児の場合、FM補聴器または人工内耳を装用し、教員にFMマイクを付けてもらうことで聴こえの補償を行うケースが増えており、保護者の要望の結果に反映されたことが推測される。FM補聴器システムの導入に関しては、教育委員会の予算や校費で購入する場合や保護者が自己負担で購入する場合があるが、子どもの要望を鑑みながら、今後も通常の学校で活用する機会が増えていくことだろう。また、質問9の保護者の要

望も高かったが、聴覚障害児の担任教員の理解だけでなく、学校のすべての教員に聴覚障害児の存在とその障害について理解を求めていきたいという保護者の気持ちの表れが示されたと考える。

一方、質問2の保護者の要望はあまり高くなかったが、フラッシュランプを通常の学校に設置することの困難さがある他、チャイムの音が聴こえる聴覚障害児がいることや、時間をみれば始業時間と終業時間がわかることが理由であるだろう。また、質問11については、今回の調査では、保護者の子どもの約半数の24名が人工内耳装用児であったことや、補聴器装用閾値が40dB以下であった聴覚障害児が全体の約7割の36名であったことから、日常では手話を必要としないと考える保護者が多かったことが予想される。

しかしながら、学校全体の配慮の全体の結果としては、質問項目11項目中9項目に関して、保護者の要望の割合が50%以上であったことから、学校生活全般を通して聴覚障害児の支援を求めたいと保護者が考えていることがわかった。

表1. 学校生活全般の支援

	常に要望する (○)	時々要望する (△)	要望しない (×)
質問1「必要なときに、補聴関係(FM補聴器、ループ式アンテナ等)の使用の支援を行う。」	34 (68%)	6 (12%)	10 (20%)
質問2「チャイムの代わりに、フラッシュランプによる授業の開始時刻・終了時刻の知らせを行う。」	5 (10%)	4 (8%)	41 (82%)
質問3「質問学校生活全般の情報保障(休み時間・部活動・緊急時の連絡・校内放送)を行う。」	15 (30%)	11 (22%)	24 (48%)

表2. 学校内の情報保障

	常に要望する (○)	時々要望する (△)	要望しない (×)
質問4「入学式・卒業式等の室内の行事における情報支援機器(要約筆記、PCテイク)による情報保障を行う。」	22 (44%)	8 (16%)	20 (40%)
質問5「遠足・運動会における情報保障(要約筆記、PCテイク)を行う。」	18 (36%)	7 (14%)	25 (50%)
質問6「社会見学等の校外指導における情報支援機器(要約筆記、PCテイク)による情報保障を行う。」	24 (48%)	8 (16%)	18 (36%)
質問7「全校集会・学年集会等における情報支援機器(要約筆記、PCテイク)による情報保障を行う。」	21 (42%)	9 (18%)	20 (40%)

表3. その他の学校生活全体に関わる配慮

	常に要望する (○)	時々要望する (△)	要望しない (×)
質問8「全校集会等で児童への難聴理解の指導を行う。」	20 (40%)	12 (24%)	18 (36%)
質問9「職員会議等で教職員への難聴理解の指導を行う。」	28 (56%)	12 (24%)	10 (20%)
質問10「校内の家庭への通信等を活用して、保護者に対する難聴理解の啓発を行う。」	15 (30%)	15 (30%)	20 (40%)
質問11「手話部等の聴覚障害児の理解を目的としたクラブ活動を設置し活動を行う。」	10 (20%)	2 (4%)	38 (76%)

### 3-2. 通常の学級の教員の配慮に関する保護者の要望

表4に「通常の学級の教員の配慮」の結果を示した。

#### (1) 通常の学級の教員の配慮の結果

通常の学級の教員の配慮についての保護者の要望に関して、あてはまる(○)またはややあてはまる(△)の回答の合計が80%以上であった質問項目は、質問12「ゆっくりと話してくれる。」、質問13「前を向いて話してくれる。」、質問14「板書を多くしてくれる。」、質問19「聴覚障害児が授業を理解しているかどうか時々確認してくれる。」、質問22「家庭(保護者)への重要な連絡事項は、メモ・通信等を書いて渡してくれる。」、質問23「他の児童の発言は教師が復唱してくれる。または、板書でメモしてくれる。」、質問24「グループでの話し合いの際は、聴者の児童に集団での話し方について注意を与えてくれる。」、質問25「通常の学級で難聴理解の授業がある」の質問項目15項目中8項目であった。

この他、保護者の要望に関して、あてはまる(○)またはややあてはまる(△)の回答の合計が50%未満であった質問項目は1つもみられなかった。そして、あてはまる(○)またはややあてはまる(△)の回答の合計が50%~80%未満であった質問項目は15項目中7項目であった。

#### (2) 通常の学級の教員の配慮の結果の考察

全体の結果から、保護者は通常の学級の教員に対して授業面での配慮を強く要望していることがわかった。通常の学級の教員の配慮への要望は、質問項目15項目中8項目が保護者の80%以上が要望しており、その中でも4項目は保護者の90%以上が要望していた。保護者の90%以上が要望していた質問項目は、質問12、質問13、質問14、質問19であり、普段、教員が子どもたちに対して話をする際の基本的な配慮事項や、聴覚障害児の授業理解を確認するものであった。通常の学級では、学級担任の教員の指導の下で、授業での学習指導が行われ、給食・掃除・休み時間等の生活指導が進められる。そのため、学級担任の教員の話し方

の配慮があれば、聴覚障害児は授業理解が進み、落ち着いた学校生活を送ることができる。また、通常学級の教員の話し方の配慮があれば、他の聴こえる児童たちは教員の話し方の配慮の基本にして学ぶことに繋がる可能性もある。また、保護者の要望が80%～90%未満であった質問項目は、質問22、質問23、質問24、質問25の4項目であり、主な内容は教員の話だけでは伝わらない部分の配慮事項に関するものであった。

授業を進める上での配慮事項の項目の質問15、質問17、質問18や、情報支援機器の活用に関する項目の質問20に関する保護者の要望の割合は、あてはまる（○）またはややあてはまる（△）を合わせて、50%～60%未満であった。授業を進める上での配慮に関して、発話者のネームプレートの活用、ビデオ等の視聴、資料の活用は、普段での授業で活用するものの頻度が大きい訳ではないので、要望の割合がやや下がったものと考えられる。そして、PowerPointをプロジェクター画面に投影して授業を進める支援に関しては、授業を担当する教員に授業準備の負担を増やす可能性が高くなる他、予算の関係で機器の購入と設定等が困難である可能性が高いことから、教員の話し方の基本的配慮の質問項目と比べて保護者の要望がやや低かったと考える。

この他、質問26「授業における情報支援機器（要約筆記、パソコンテイク）による情報保障がある」については、あてはまる（○）またはややあてはまる（△）と回答した保護者が70%あった。多くの保護者が、専門の要約筆記者やパソコンノートテイクのような専門的な人材を派遣してもらう他、他の児童や学級担任の教員等の身近な人に情報保障を行ってほしいと考えているかもしれない。しかし、学外の情報保障担当者を派遣申請するためには、予算と人材の不足や、支援者のコーディネート業務の課題があるだろう。また、教員や聴こえる友人に、情報保障の支援を求めるには環境の制約がある。そのため、支援を要望したい保護者が大勢存在するが、現実的には支援を求めにくい面があったことが予想される。

表4. 通常の学級の教員の配慮に関する保護者の要望

	常に要望する (○)	時々要望する (△)	要望しない (×)
質問12「ゆっくりと話してくれる。」	37 (74%)	8 (16%)	5 (10%)
質問13「前を向いて話してくれる。」	40 (80%)	6 (12%)	4 (8%)
質問14「板書を多くしてくれる。」	35 (70%)	10 (20%)	5 (10%)
質問15「ネームプレート等の文字板を活用した配慮がある。」	22 (44%)	4 (8%)	24 (48%)
質問16「授業の資料を多く作成してくれる。」	26 (52%)	9 (18%)	15 (30%)
質問17「ビデオを視聴しているときは、映像を止めてから説明する等の配慮がある。」	19 (38%)	6 (12%)	25 (50%)
質問18「掲示資料を説明するときは、適宜、ポーズをいれながら説明する等の配慮がある。」	20 (40%)	8 (16%)	22 (44%)
質問19「聴覚障害児が授業を理解しているかどうか時々確認してくれる。」	35 (70%)	10 (20%)	5 (10%)
質問20「OHP、OHC、PowerPoint等を活用した授業を行ってくれる。」	14 (28%)	12 (24%)	24 (48%)
質問21「授業の重要な連絡事項は、メモ・通信等を書いて渡してくれる。」	32 (64%)	5 (10%)	13 (26%)
質問22「家庭（保護者）への重要な連絡事項は、メモ・通信等を書いて渡してくれる。」	30 (60%)	10 (20%)	10 (20%)
質問23「他の児童の発言は教師が復唱してくれる。または、板書でメモしてくれる。」	30 (60%)	11 (22%)	9 (18%)
質問24「グループでの話し合いの際は、聴者の児童に集団での話し方について注意を与えてくれる。」	36 (72%)	8 (16%)	6 (12%)
質問25「通常の学級で難聴理解の授業がある。」	32 (64%)	8 (16%)	10 (20%)
質問26「授業において、要約筆記、PCテイクによる情報保障がある。」	24 (48%)	11 (22%)	15 (30%)

### 3-3. 他の児童の配慮に関する保護者の要望

表5に「他の児童の配慮」の結果を示した。

#### (1) 他の児童の配慮の結果

他の児童の配慮についての保護者の要望に関して、あてはまる（○）またはややあてはまる（△）の回答の合計が80%以上であった質問項目は、質問27「各種学校行事等で情報支援をしてくれる。」質問28「学校生活の中で情報支援してくれる。」質問29「授業の中で情報支援をしてくれる。」の質問項目3項目中3項目すべてであった。

#### (2) 他の児童の配慮の結果の考察

多くの保護者は他の聴こえる児童に対して、学校行

事や学校生活の中での情報支援を要望しており、他の聴こえる児童に支援してもらいながら、聴覚障害児に学校生活を送ってほしいという思いがあることが推察された。質問27、質問29に関しては他の聴こえる児童も活動したり、学習する必要があるような制約があったとしても、周囲の友人に理解してもらい、適宜、配慮がうけられことを期待している保護者が多いことがわかった。

表5. 他の児童の配慮に関する保護者の要望

	常に要望する (○)	時々要望する (△)	要望しない (×)
質問27「各種学校行事等で情報支援をしてくれる。」	23 (46%)	17 (34%)	10 (20%)
質問28「学校生活の中で情報支援してくれる。」	26 (52%)	16 (32%)	8 (16%)
質問29「授業の中で情報支援をしてくれる。」	25 (50%)	15 (30%)	10 (20%)

#### 4. 総合的考察

##### (1) 通常の学級の教員の配慮に関する保護者の要望

聴覚障害児に対しては、学校の中での休み時間や、集会、学校行事の際など、授業以外の場面における配慮が必要である。また、通常の学校では、集会、学校行事における聴覚障害児の情報支援が求められる。FM補聴システムは、FM補聴用マイクを教員が身に付け、補聴器に送信する機器で、教員の声を直接が送ることができるため、聴覚障害児にとって情報が得やすくなる。岩田は2009年に本研究と同様の調査を行い、論文「通常の小学校に在籍する聴覚障害児の保護者の教育支援に関するニーズ調査-保護者に対する質問紙調査を通して」にて、FM補聴システムを要望する保護者が31%であったことを報告しているが、本研究の結果から68%と約7割の保護者が要望したい気持ちがあることが明らかにされた。また、学校全体の教員への理解への要望に関しても、前回2009年度の調査では、保護者の要望は38%であったが、今回の結果は80%と非常に高い要望があることがわかった。

2007年からの特別支援教育の制度に移行して8年が過ぎ、聴覚障害児が学ぶ通常の学校の教員の理解が進んできたことが結果の変化と関連があるかも知れない。また、今回の調査に関して、全体的に保護者の子どもの聴覚障害児の補聴器装着閾値が40dB以下の聴覚活用にて言語理解が可能な子どもが多かったことが結果に反映されたと考える。

##### (2) 通常の学級の教員の配慮に関する保護者の要望

小学校の通常の学級での支援については、小学校では担任の教員が担う。そのため、通常の学級の担任教

員の配慮としては、主に授業中の聴覚障害児への情報支援が挙げられる。今回の調査結果では、保護者の要望が高い教員の支援項目は、前を向いて話す・授業内での板書を多くする等の話し方に関するものであった。資料の活用・プロジェクター等の活用の項目は、教員の話し方に関する項目ほど、保護者の要望は高くなかった。

最近では、徐々にではあるが、通常の学級での授業において、要約筆記、パソコンテイクや手話通訳を派遣する制度を活用する事例が増えている。しかし、学校での運営を進めるためには、授業ごとの情報保障者の連絡・調整を図るコーディネーター配置する他、情報保障者の謝金や学校までの交通費等の財源の確保が求められる。また、三好ら(2007)は、Webベースでの遠隔地間コミュニケーションに関する情報保障の研究や、携帯電話を使用した聴覚障害者向けの「モバイル型遠隔情報保障システム」の研究を推進させ、校内に支援者がいなくても情報保障支援を行う取り組みを検討している。すべての聴覚障害児が要望すれば支援が受けられるまでにはかなりの時間が要するが、テクノロジーの進歩とその活用に関して、関係者はしっかりと学ぶ必要がある。

また、岩田(2009)の論文「通常の小学校に在籍する聴覚障害児の保護者の教育支援に関するニーズ調査-保護者に対する質問紙調査を通して」と比較すると、今回の調査結果では保護者の通常の学級での配慮を要望する考えが高くなっていた。以前は、聴覚障害児を通常の学校に就学する場合、保護者は学校側や通常の学級担任に様々な配慮を求めにくい現状があった。しかし、2007年から数年に渡って特別支援教育の教育支援体制が進められた結果、保護者から学校側や通常の学級担任への配慮を求めていくべきであるという考えに変化していったことが推察される。通常の学級での学級担任の教員に配慮は、「教員が少し気をつければ実践できること」から「学校の外部からの協力を得なければならぬもの」まで様々ではあるが、教員は「如何にして聴覚障害児とその保護者の教育ニーズに応え、自己の役割と考えるか?」について、絶えず模索していかなければならない。

##### (3) 他の児童の配慮に関する保護者の要望

周りの聞こえる児童の聴覚障害児への支援も重要である。「聞こえる児童生徒が聴覚障害児にわかりやすく話しかけてくれない。」「聞こえる友達がいない」等という保護者の声を聞くことがあり、教育支援以前の聴覚障害児の友人関係に関する課題もある。筆者自身の聴覚障害児の教育支援活動や教育相談の経験から、他の児童の理解のカギは、教員が難聴理解の授業を行い、教員自ら聴覚障害児を理解する姿勢を他の聞こえる児童生徒に示すことにある。教員自らが聴覚障害児

に対して配慮する姿勢を示す中で、周囲の聴こえる児童たちの中で意識の高い数名が配慮の方法を自然に学び、支援を始めるケースが多くあった。

また、岩田（2009）の論文「通常の小学校に在籍する聴覚障害児の保護者の教育支援に関するニーズ調査-保護者に対する質問紙調査を通して」と比較すると、今回の調査結果では保護者の他の児童の配慮に関する保護者の要望の割合に関しても高くなっていった。

#### （４）聴覚障害児自身の学び

聴覚活用が可能な聴覚障害のある児童の中には、4～5歳の聞こえる幼児が理解・表出が可能な語彙や文法が身に付いていないことがある。1500～2000語程度の日常生活で使用される生活言語と基本的な文法の理解がないと、小学校入学後に授業で扱う抽象的なことばが含まれた学習言語の理解が困難となる。また、生活言語が理解できても、学習言語の理解が進まない子どももいる。教員は聴覚障害児の言語理解力の実態を把握した上で教育支援を進めなければ、聴覚障害児が支援内容そのものを理解できず、その効果が十分に反映されないことがある。

また、聴覚障害児が自己の聴覚障害を理解し、授業や話し合いの内容がわからないときは、教員や友人に、適宜、支援を求められる社会的スキルを身に付けることも重要である。聴覚障害児の教育支援の効果を向上させるためには、教員や他の児童生徒の理解と支援に加えて、聴覚障害児自身の学習の積み重ねと対人関係を構築する力が必要とされる。但し、このような聴覚障害児の様々な力は、周囲の人々の理解と配慮があって初めて伸びていく。聴こえる子どものように、聴覚障害児が、学校での授業や集団の中での活動の中で、言語力や社会性が自然に伸ばしていくことは困難であることを関係者は理解しなければならない。

## 5. さいごに

2007年の特別支援教育の制度が始まり、その後、現在に至るまで、通常の学校の特別支援教育の充実が図られている。通常の学校で学ぶ聴覚障害児の教育支援に関しても、個々の子どもの実態を踏まえた上で様々な支援が行われるようになってきている。そして、保護者の学校に対する聴覚障害児の配慮への期待も高まっていることが、今回の調査から推察された。

2006年に国連本会議において採択された「障害者の権利に関する条約」（日本は2007年9月に署名、2014年1月に批准）、そして、2013年に文部科学省が公布した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2016年4月施行）において、「合理的配慮」により障害者に実質的な平等を保障することが主旨として重要視されている。しかし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される前年の2015年1月現在においても、日本の教育の現状としては「合理的配慮」の認知度は低く、教員に周知されていない。今後は、「合理的配慮」について、国や地方自治体、行政が、各学校に対して「合理的配慮」の必要性を伝えると共に、聴覚障害のある児童生徒に必要な教育支援を実施し、教育支援体制の構築を進めることが必要である。

## 引用文献

- 岩田吉生（2006）地域の学校で学ぶ難聴児の教育と心理支援—自己意識と障害認識の関連—、季刊発達106, 64-68, ミネルヴァ書房。
- 岩田吉生（2009）通常の小学校に在籍する聴覚障害児の保護者の教育支援に関するニーズ調査-保護者に対する質問紙調査を通して愛知教育大学研究報告 教育科学編 58, 21-27。
- 国際連合（2006）障害者の権利に関する条約
- 河野淳（2010）人工内耳あれこれ III—Ver 1。人工内耳友の会〔ACITA〕。
- 三好茂樹，河野純大，西岡知之，白澤麻弓，皆川洋喜，長南浩人，加藤伸子，村上裕史，内藤一郎，黒木速人，石原保志，小林正幸（2007）Webベースでの遠隔地間コミュニケーションに関する学内・学外技術支援、筑波技術大学テクノレポート Vol.14, 55-60, 筑波技術大学。
- 文部科学省（2013）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 名古屋難聴児をもつ親の会（2003）サポート・ブック—地域の学校で学ぶ難聴児のために— 2003年度版，名古屋難聴児をもつ親の会。
- 日本保健学会（2005）難聴児童生徒へのきこえの支援 補聴器・人工内耳を使っている児童生徒のために。